

第1条(目的)

本約款は、株式会社アイツーが管理及び運営する、海外 SIM 用通話用チャージ

(以下チャージ) によるお取引について規定するもので、「チャージ」のお取引に

ついて本約款に従い取り扱うものとし、次条に定義する利用者は、本約款に従いお

取引をしていただきます。

第2条(定義)

本約款において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

1. チャージ 本約款に基づき チャージ発行者が発行した US\$ないし円単位の金額に

ついての電子情報。本約款に基づき利用者が 株式会社アイツーが運用する海外旅

行用 SIM (トラベル SIM シリーズ・TAKT などに利用することができるもの。
2. 利用者 チャージ の保有者であって、本約款に基づき チャージ を利用する方

第3条(チャージ)

1. 利用者が SIM カードにチャージするときは、株式会社アイツーの運用する web

サイトにてお申し込みください。なお、チャージ方法については、チャージ サー

ビスに係るホームページその他の説明書等をご参照ください。

2. チャージの完了及びチャージ後の利用可能額は、SIM を挿入した端末にて確認いただくか、株式会社アイツアの運用する web などで確認ください。利用者は Web でのチャージ完了時の表示をご確認いただくものとし、チャージ時に利用者から特段の申し出がない限り、利用者は、チャージの完了及びチャージ後の利用可能額に誤りがないことをご確認いただいたものとし、ます。

第4条(チャージができない場合)

1. 利用者は、次の場合、チャージすることはできませんので、ご了承ください。
2. SIM カードの有効期限が切れているとき
3. お客様のクレジットカード/Debit カードなどの支払いカード側になんらかの問題がある場合
4. 停電、システム障害、チャージ端末の故障その他やむをえない事由があるとき。
5. 利用者が、本約款に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
6. 前項に基づき利用者がチャージできないことにより利用者に損害等が生じた場合であっても、チャージ事業者は、その責任を負いませんので、ご了承ください。

第5条(利用可能残高の確認等)

1. チャージの利用可能残高は、チャージの利用可能残高の表示機能を備えたスマートフォン端末、株式会社アイツアの提供するチャージ残高確認ページの web ブラウザの推奨環境に適応した端末によりご確認いただくことができます。
2. チャージ残高を他の SIM に移管することは原則できません。SIM の盗難・紛失・新 SIM サービスへの移管などの場合、原則有償にてチャージを移管します。

第6条(チャージのご利用)

利用者は、対応 SIM において、チャージをその利用可能残高の範囲内で、SIM に用意されたデータ通信や通話料金に利用できます。

第7条(チャージのご利用ができない場合)

1. 利用者は、次の場合には、チャージをご利用いただくことができません。
1. チャージ残高が偽造若しくは変造され、又はチャージが不正に作り出されたものであるとき。
2. チャージカードが違法に取得されたものであるとき、違法に取得されたことを知りながら、若しくは知ることができる状態で取得したとき、又はチャージが違法に保有されるに至ったものであるとき。

3. 利用者が、本約款に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
 4. 利用者の チャージ利用状況等に照らし、チャージ の利用者として不相当と チャージ発行者が判断したとき。
 5. SIM カード又はご利用端末 の破損、チャージ 端末の故障、システム障害、停電、天災地変その他やむを得ない事由があるとき。
 6. システムメンテナンス、システム管理会社の休業日又は休業時間、その他システム上の理由により一時的に チャージ の利用を停止するとき。
2. 前項に基づき利用者が チャージ を利用できないことにより利用者に損害等が生じた場合であっても、チャージ事業者は、その責任を負いませんので、ご了承ください。

第 8 条(利用者の遵守事項)

利用者は、チャージ のご利用に際し、次の行為をすることができません。

1. 違法、不正又は公序良俗に反する目的で チャージ カード又は チャージ を利用すること。
2. 営利の目的で チャージ カード又は チャージ を利用すること。

3. チャージに係るソフトウェア、ハードウェア、その他チャージに係るシステム、チャージカード又はチャージについて、これを破壊、分解、解析若しくは複製等を行い又はかかる行為に協力すること。
4. チャージが偽造若しくは変造され、又はチャージが不正に作り出されたものであるとき、またはその疑いがあるときに、これを利用すること。
5. 利用者は、前項各号の事実を知ったときは、チャージ発行者に対してチャージ発行者所定の方法によりその旨を直ちに通知するとともに、SIMカードを株式会社アイツーに返還していただきます。この場合、当該チャージカードに記録されたチャージは返還いたしませんので、ご了承ください。
6. チャージの転売は禁止されています。転売が発覚した場合、チャージが失効される場合があります。

第9条(チャージの盗難・紛失)

利用者がチャージ残高を第三者に不正に利用された場合には、株式会社アイツーは、その責任を負いませんので、ご了承ください。

第10条(換金の原則禁止)

利用者は、次のいずれかに該当する場合、チャージの返金を受けることができます。

1. チャージ発行者が相当と認めたとき。
2. 法令等により チャージ を返金すべきとき。
3. チャージ発行者がやむを得ないと認める相当の事由があるとき。
4. 前項の場合、利用者は、チャージ発行者所定の方法により チャージ カードをご提出いただくことにより、チャージ の未使用残高からチャージ発行者が定める手数料を控除した金額について、返金を受けることができます。この場合、従前のSIMカードは、チャージ発行者が回収させていただきます。
5. チャージ したSIMカード番号が判明しない場合又は チャージ の未使用残高が判明しない場合には、チャージ 発行者は、返金の義務を負いません。

第11条(チャージ発行者による チャージ サービスの解約)

1. チャージ発行者は、次のいずれかに該当したときは、利用者に対して事前に通知又は催告することなく、チャージ サービスを解約することができます。
2. 利用者が本約款に違反したとき。
3. 利用者の チャージ利用状況等に照らして、チャージ の利用者として不相当と チャージ発行者が判断したとき。

4. 前項の場合、利用者は、事後、SIMカード及びチャージを利用することができません。

第12条(チャージ発行者によるチャージサービスの終了)

1. チャージ発行者は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上又は営業上の判断等により、チャージサービスを終了させることがあります。
2. 前項の場合、ホームページへの掲載その他チャージ発行者所定の方法により、チャージサービスを終了させる旨及びチャージの返金方法について周知の措置をとります。この場合のチャージの返金手続については、本規約の規定を準用します。
3. 前項の場合、チャージ発行者が定めた返金期間経過後は、返金を行わないことといたしますので、ご了承ください。
4. チャージしたSIMカード番号が判明しない場合又はチャージの未使用残高が判明しない場合には、チャージ発行者は、返金の義務を負いません。

第13条(チャージ事業者の責任)

チャージ カード及び チャージ を利用することができなかったことにより利用者に生じた損害等について、チャージ事業者に故意又は重過失がない限り、チャージ事業者はその責任を負いません。なお、チャージ 事業者に故意又は重過失がある場合であっても、チャージ 事業者は、逸失利益について損害賠償の責任を負いません。

第 14 条(取扱いの変更)

1. チャージ サービス、SIM カード又は チャージ の取扱いについて、本約款を変更する場合、チャージ発行者及びカード発行者は、ホームページへの掲載その他チャージ 発行者及びカード発行者所定の方法により、一定の予告期間をおいて変更内容について周知の措置をとります。
2. 本約款の変更は、次の場合に効力を生じるものとします。
 1. 利用者にご異議がなく前項の予告期間を経過したとき。
 2. 前項のお知らせ後、利用者が チャージ のチャージ又は利用を行ったとき。

3. 前項の規定にかかわらず、約款の変更が利用者に不利益なものであると認められる相当の事由があり、予告期間内に利用者から異議のお申し出があった場合には、チャージ発行者は、チャージ を返金します。

第15条(合意管轄裁判所)

利用者は、チャージ サービスに関して利用者と チャージ事業者との間に紛争が生じた場合、東京地方裁判所、を第一審の合意管轄裁判所とし、他の裁判所に申立てをしないことに合意します。

第16条(ご相談窓口)

チャージ サービス、SIM カード、チャージ又は本約款に関するご質問又はご相談は、チャージ サービスに係るホームページをご参照いただくほか、SIM カードパッケージに表示された窓口までご連絡ください。

附 則

本約款は、2019年6月1日から適用します。

<チャージ発行元>

株式会社アイツー